

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 28日

長崎市長 鈴木 史朗 殿

提出者 〒850-8685

住 所 長崎市魚の町4-1

氏 名 長崎市上下水道事業管理者

上下水道局長 野瀬 弘志

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(担当：浄水課 浄水施設係 TEL 095-829-1213)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	浦上浄水場
事業場の所在地	長崎市昭和3丁目196番地
計画期間	令和5年 4月～令和6年 3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	水道事業
②事業の規模	令和4年度 浦上浄水場配水量実績 5,562,690m ³
③従業員数	上下水道局職員数 約260名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ol style="list-style-type: none">1. 浄水工程のうち沈澱池・ろ過池等の洗浄時に発生した排水スラッジを天日乾燥して生成する。2. 天日乾燥床より収集し、中間処理施設まで運搬。(委託)3. 中間処理施設にて脱水処理を行う。(委託)4. セメント原材料や建設資材(埋め戻し材・盛土等)として有効活用。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【排出事業者】
長崎市上下水道局

(指示・通達・情報)

【排出事業場】
長崎市上下水道局 各浄水場
・汚泥を収集運搬業者に引き渡す。

【中間/最終処分業者】

- ・汚泥は中間処理施設にて焼却、脱水等を行い、セメント原材料や建設資材（埋め戻し材・盛土等）として有効活用。

【収集運搬業者】

- ・収集した汚泥を中間処理施設へ運搬する。

※1 収集運搬、中間/最終処分業者と委託契約。

※2 電子マニフェストにより処理状況を確認。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水）	
① 現状	排 出 量	2,243 t	t
(これまでに実施した取組) 当局の浄水場から発生する浄水汚泥に対して直接的な抑制策は講じていない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水）	
	排 出 量	2,240 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 浄水工程により発生する汚泥のみである。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 浄水工程により発生する汚泥のみである。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水）	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水）	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水）	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	1,761 t	t
(これまでに実施した取組) 直接的な抑制策は講じていない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水）	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1,760 t	t
(今後実施する予定の取組) 特に無し。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水）	
	全処理委託量	482 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	482 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 中間処理施設にて焼却、脱水等を行い、セメント原材料や建設資材 (埋め戻し材・盛土等)として有効活用。			

【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水）	
	全処理委託量	480 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	480 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 中間処理施設にて焼却、脱水等を行い、セメント原材料や建設資材（埋め戻し材・盛土等）として有効活用。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。